

大阪市人権施策推進審議会答申についての見解

2007年12月17日
部落解放同盟大阪府連合会

大阪市人権施策推進審議会が「今後の人権行政のあり方について」の答申を関市長へ提出した。

答申を出すことになったそもそもそのきっかけは、関市長の恣意的な人選による「調査・監理委員会」による同和行政の一方的な廃止方針が出されたことである。「地対財特法」失効後の同和行政のあり方についてはすでに条例で設置された協議会で意見具申が出されており、この意見具申にもとづき各種施策や事業の改革・推進に取り組んできていたはずである。にもかかわらず意見具申を無視し、当事者との対話を拒絶し、一方的な同和行政の廃止が強行されてきた。こうした中、今後の人権行政のあり方についての諮問がなされた。「人権審」答申が同和行政を人権行政一般に解消するための方針であってならない。

答申は個別の人権課題である同和問題については具体的には触れず、「法律・計画等を踏まえ、答申・提言を尊重し、積極的に推進しなければなりません」と述べたにとどまった。したがって、「人権審」答申をふまえ、答申が求めたように「大阪市同推協意見具申」で示された方向を尊重し、関市長によって全廃された同和行政をどう再構築するかである。部落差別の実態をふまえ、当事者との対話を重視し、問題の根本的解決へむけての政策立案はこれから課題である。大阪府連は、「人権審」答申が持つ積極面と消極面をしっかりととらえ、その積極面を最大限武器として同和問題の解決へむけた行政責任を求めていくと同時に、被差別当事者、市民、NPO、企業と協働して人権尊重のまちづくりの実現に取り組むまねばならない。

以下、大阪府連としての見解を明らかにする。

① 都市問題の解決、人権尊重のまちづくりは大阪市の責務である

答申は、「さまざまな都市問題が生じ」「暮らしをしていくうえで生じる人権課題も顕在化している」と都市問題が深刻な人権問題を引き起こしていることを指摘し、「このような大都市である大阪において人権行政を推進するためには、さまざまな人権課題の的確な把握」が必要であることを強調、人権行政の目標を「国際人権都市として世界に誇れる人権尊重のまちづくり」にあることを明らかにした。その上で「今や人権の擁護と促進の取り組みは国際的な潮流であり、責務」であるとし、大阪市は日本国憲法と「国連総会で採択された国際人権基準」に基づいて人権を擁護し、さらに発展させていく責務があります」と述べ、都市問題の解決、人権尊重のまちづくりへ、人権行政を推進していくことが大阪市の責務であることを明らかにしている。

② 積極的な人権行政の仕組みづくり

答申は、「国連のグローバルコンパクト」などを参考に「大阪市が率先して事業者としての社会的責任を果たすとともに、関係する事業者等の人権に対する市政や取り組みを考慮する仕組みについても検討し、人権尊重の気運が社会全体に広がっていくよう取り組むことが必要」と述べ、「さまざまな製品の購入や業務委託などにあたっては、大阪市が事業主として人権や労働、環境などの社会的課題に対する関係先の姿勢や現状を考慮する仕組みについて検討すること」など、積極的な人権行政の仕組みづくりを求めた。「行政の福祉化」の取り組みの中すでに「総合評価入札制度」の導入など積極的な人権行政の仕組みづくりが推進されているが、こうした取り組みを一層充実発展させていくことが重要になる。

③ 学校教育における人権教育の推進と人権尊重の視点に立った学校づくり

答申は、人権教育・啓発を「国際的な流れに沿って」「継続的かつ戦略的に推進すること」求めるとともに、「人権侵害の実態等から見いだされる具体的な問題について積極的に取り上げること」、「市・区人権啓発推進協議会等」の人権団体との連携、「企業における人権啓発や人権研修などに対して支援」を求めた。とりわけ、教育委員会に設置されていた人権教育企画室が廃止され、人権教育を総合的に推進していく機能が弱体化している中、答申は「学校教育においては、今後も、一人ひとりの子どもが人権に関する知的的理解を深め、人権感覚を培い、自他の人権をまもり発展させる実践力を育成する人権教育を推進する必要」を強調し、「そのためには、人権尊重の視点に立った学校づくりや人権教育に関する教員研修の機会が不可欠」であると述べていることは機構改革を含めた人権行政推進体制の確立とあわせて重要な指摘である。

④ 人権救済機関の設置へむけた調査の開始

答申は、人権侵害の救済について、「人権侵害は未然の防止が最重要で、行政としてはまずこれに全力を尽くすべき」「人権が侵害されない環境づくり」など人権侵害の防止策と、「人権が侵害された場合に適切な救済を図る仕組みづくり」「人権侵害に対する救済を可能にする相談機能・支援機能の充実・強化」を求めた。その上で、「行政の立場で、人権侵害の被害者に時間的、経済的負担をかけないで救済を申し立てることができる機関の設置等も検討課題として調査を開始するべき」と述べている。国において人権侵害救済の法制度の制定が遅れいている状況や千葉県の障害者差別禁止条例の制定などの動きがある中で、大阪市における人権救済機関の設置を言及したことの意義は大きい。

⑤ 当事者との対話の重視と人権行政への政策形成段階からの当事者参加

関市長は同和行政の推進にあたって従来行ってきた当事者との対話の窓口を遮断してきたが、答申は、「人権課題を解決するためには、当事者を含む市民の意見に真摯に耳を

傾け、実態に学ぶという姿勢が重要」「単なる意見聴取ではなく、市民ニーズを的確に把握し、市民の声を市政に具体的に反映する」と述べ、当事者との対話の重視を人権行政の推進にあたっての重要な課題であることを明らかにした。

さらに、答申は「市民・当事者が政策形成の段階から参加・参画し、提言できるような機会や場の提供に努める必要がある」と述べ、人権行政への市民・当事者参加へ「市民活動の持続的な基盤の確立を支援するための制度的な枠組みづくり」をも求めた。これらの指摘は重要なものである。

⑥ 施策評価と施策改善のための人権課題の実態把握

大阪府が「地対財特法」失効後の課題の変化を検証するために実施した「行政データを活用した実態把握」について他の自治体が協力しているにもかかわらず大阪市だけがデータを提出していない状況が続いていた。こうした中で答申は「人権課題や施策の状況についての実態を的確に捉え、施策を評価・検証することにより、社会や時代の変化に応じたより効果的な人権施策に改善し、実施する仕組みが必要です」と述べ、人権課題の実態把握を求めたことは重要である。さらに、人権課題の解決に国の施策が役立つように改革や創設を「市民に身近な地方自治体として、国へ強く要望するなど積極的に働きかける」ことを求めた。

具体的には「まず、大阪市の人権課題や施策の現状について実態を把握し分析する」、「ついで、目標を設定する」「そして目標達成のための手法を決定し、実施する」「最後に評価・検証し、効果を測定するととともに、その結果を活かして、常に施策の改善に努めるべき」であるとしている。とりわけ、実態把握については、「すでに行政が把握している人権課題に関するデータ（行政統計資料等）」を活用することとともに、「市民・当事者の視点からの評価、意見、提案等をさまざまな形で聴取し、施策に反映」すること、「人権施策を推進する基礎資料となり、施策に的確に反映できるような実態調査を、必要に応じて実施すること」を提案したことは高く評価できる。

⑦ 市政全般に影響を与え、牽引力が発揮できる強力な人権行政推進体制の確立

人権行政や人権教育を推進していく機構については、「人権行政は総合行政であることから、推進の中核を担う部署については、従来の縦割りの弊害を克服し、総合調整機能を発揮しつつ、横断的な視点での人権課題の解決に向け、企画・立案・計画を行うとともに、人権尊重の視点から評価・検証を行い、状況に応じて施策の改善要請を行うなどの責務を果たす組織に充実・強化する必要がある」「そのため、市政全般に影響を与え、牽引力のある組織として指導的役割を果たすべく、機構改革も視野に入れ、検討すべき」であると述べ、現在の人権室の抜本的な機能強化や教育行政における人権行政推進機構の確立を求めた。

また、答申は「縦割りでない全庁的な推進体制としての人権施策推進本部を充実・強化させる必要がある」とし、「横断的な視点に立って人権課題の解決に向けた方策を検討する」と、「時代の変化に即応した臨機応援のプロジェクトチームの設置」を求めた。

これらの点も高く評価できる。

⑧ 市民活動団体への支援のあり方を検討

関市長は、人権行政を推進していくためのパートナーとして協働してきた（社）大阪市人権協会の役割や被差別当事者団体の役割を軽視してきた。しかし、答申は、「人権行政が目標とする人権尊重のまちづくりは、行政だけで可能となるものではない」とし、「市民の参画と協働」の重要性を明確にした。また、大阪市が人権行政を推進していくパートナーとしての「市民活動団体」「大学・研究機関」「企業・事業者等」とのネットワークの拡充、交流の促進を求めた。

さらに、こうした市民や団体が「活動できる拠点・場は必要不可欠」であるとし、「市内に広く点在する市が管理している施設（学校を含む）をより積極的に開放し活用するとともに、民間の遊休施設（事務所・店舗など）についても有効な活用のための条件整備」を求めた。このことは人権文化センターにおける支部事務所問題とも関連して重要な内容であると考える。さらに答申は、大阪市と協働して人権行政を推進する市民活動団体への「支援のあり方について検討する」こと、人権のまちづくりへ「公簿提案型委託事業の実施」「市民活動団体が行う公益的な事業に対する基金の活用」「市民リーダー育成のための支援」を求めている。

⑨ 関係機関等との連携・働きかけ

答申では、「人権行政の推進は、大阪市によってなされるものでなく、国や府、関係機関、団体、大学・研究機関、企業・事業者等との連携が不可欠であり、これらの機関との協力関係を築くべきです」と指摘している点も重要である。また、「国の枠組みが人権尊重の視点から実態にそぐわない場合には、必要に応じて積極的に国に強く働きかけるべきです」と述べている点も、人権行政に逆行する最近の国の動向を直視した時、重要な指摘である。

⑩ オンブズマン制度の検討

答申は、人権施策推進審議会のあり方についても「機能の充実・強化を図る必要があり、審議会のあり方についても検討すべき」とし、答申をふまえた課題への対応や個別に人権課題について審議を求めていた。とりわけ注目すべきは、「外部の第三者的な立場から人権施策を調査し、必要な場合には是正措置の勧告や制度改善の意見表明が可能となる制度の構築を検討すべき」「制度の構築にあたって、その権限、組織、設置根拠等についての調査・研究に早急に着手すべき」とし、人権行政のオンブズマン制度の創設を求めたことである。大阪市は、市長自らが諮問した審議会からの答申を尊重し、条例制定も視野に入れたオンブズマン制度の調査・研究に早急に着手すべきである。